新たな養殖用飼料サプライチェーン創出支援事業費補助金実施要領

令 和 ７ 年 ３ 月 １ ０ 日
農政水産部水産局水産政策課

第１　趣旨

この要領は、新たな養殖用飼料サプライチェーン創出支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　事業の内容

養殖業のコスト削減とともに沿岸漁業の新たな収入源創出により、地域経済の活性化を図るため、沿岸漁業で漁獲される未利用魚を活用した新たな養殖用飼料サプライチェーンの構築に要する経費の一部を助成する。

第３　事業実施者

第２の補助金の交付の対象となる者は、県内の養殖用飼料の調達を担う流通業者とする。ただし、本事業により購入した未利用魚を県内養殖業者へ販売する者に限る。

第４　補助対象経費

県内の未利用魚※を県内養殖業者に養殖用飼料として供給する新たな養殖用飼料サプライチェーンの構築に係る経費を補助対象経費とする。

※本事業における未利用魚の定義 定置網等で漁獲されるが食用等として取り扱われず、通常廃棄されている魚（アイゴ、イスズミ、商品価値が低くほとんど利用されていない小型魚・雑魚等）を対象とする。 なお、食用にできない魚（フグ等の有毒魚、著しく鮮度が低下した魚）、魚以外の生物（クラゲ等）、ゴミ等を混入させないこと。

第５　事業の実施

１　補助事業者は、補助金を受けようとする場合は、別途定める日までに、交付要綱で定める事業計画書及び収支計画書を作成の上、知事あてに提出するものとする。

２　県は、要望調査表の内容を審査し、適当と認められる場合には、予算を超えない範囲で、補助事業者に対し補助金の交付内示を通知するものとする。

第６　事業の実施期間

本事業の実施期間は補助金の交付決定の日から当該交付決定のあった日の属する年度の２月末日までとする。

第７　書類の保管等

１　補助事業者は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して、保管するものとする。ただし、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　県は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、補

助事業者に対しその他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。

第８　その他

補助事業者は、この要領に定めるもののほか、知事が定めたことに従い事業を実施するものとする。

附　則

この要領は、令和７年３月10日から施行する。